

障害福祉サービス等に係る行政処分の基本的な考え方 に関する指定都市市長会要請

先般、全国展開している法人において障害福祉サービス等に係る食材費を過大に徴収していた問題が、各地で顕在化した中で、関係する自治体ごとに、当該法人が運営する各サービス事業所の調査を進めるとともに、各自治体が独自に設けている処分基準や量定に基づき、違反事由に対する処分理由や内容、量定の加重・軽減を判断し、対応してきた。

障害福祉サービス等については、障害のある方が日常生活を送る上で必要不可欠なサービスであり、事業者への行政処分は、利用者の日常生活に大きな影響が生じるものであるとともに、全国標準の基本的な考え方がない中で、行政処分の理由や内容に不合理な差異が生じることで、処分を受ける法人側が制度への強い不信感を抱きかねないこと、また、こうした状況が続くことで、今後、比例原則・平等原則違反等を理由とした行政訴訟が、全国で頻発するような事態に発展してしまうことも危惧される。

類似する介護保険制度の行政処分においては、事業者や利用者に与える影響に鑑み、厚生労働省策定の「介護保険施設等に対する監査マニュアル」等において、全国標準の基本的な考え方が示されており、各自治体においては、その考え方を参考に処分基準や量定を定め、処分が行われているところである。

こうしたことを踏まえ、障害福祉サービス等についても、法に違反した事業者に対する行政処分については、処分の公正性の観点から、主たる処分の理由やその結果に不合理な差異が生じないよう、介護保険制度と同様、本来、国がモデルとなる全国標準の基本的な考え方を示し、当該考え方を参考に自治体が地域の実情に応じた処分基準や量定を定め、処分を実施すべきものと捉えている。

以上のことから、障害福祉サービス等に係る行政処分の公正性を確保し、もって、持続的かつ安定的な制度運営を図ることを目的として、下記のとおり要請する。

記

- 1 障害福祉サービス等に係る行政処分の基準や量定等を定めるに当たり、不合理な差異が生じないよう、処分程度の考え方や処分基準の考え方の一例など、全国標準の基本的な考え方を示すこと。
- 2 全国標準の基本的な考え方を策定するに当たっては、各地方自治体の実情や与える影響なども十分に考慮し、事前の意見聴取や協議を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会